

日本財団職親プロジェクト約款

日本財団職親プロジェクトに参加を希望する法人及び個人は、この約款に同意し、その旨の書面を提出するとともに(申込書に記載)参加期間に当たっては約款の記載事項を遵守するものとする。

本文中「拠点事務等」の称については、近畿矯正管区所管の都道府県に所在する職親企業を管轄する職親プロジェクト関西事務局 OMOIYARI プロジェクト、関東矯正管区所管の都道府県に所在する職親企業を管轄する職親プロジェクト関東 YOMIGAERI プロジェクト、九州矯正管区所管の都道府県に所在する職親企業を管轄する職親プロジェクト九州ヒューマンハーバーそんとく塾、近畿・関東・九州矯正管区以外の矯正管区が所管する都道府県に所在する職親企業を管轄する本部事務局を総じて称する。

第1条(プロジェクトの目的)

日本財団職親プロジェクト(以降、「本プロジェクト」)は、拠点事務局等が、日本財団、法務省をはじめとする関係省庁、企業、NPO、元受刑者らによる自助組織などとともに、社会全体からの支援を得て、少年院出院者・刑務所出所者(以下「対象者」という)の更生・社会復帰を「就労を中心に」・教育・住居・仲間作りの面から包括的に支えることで、対象者が前向きに生きるため「やり直しの出来る社会」を作ることを目的とする。

第2条(プロジェクトの活動)

本プロジェクトは、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1)一人をみんなで支える仕組づくりを行う。
- (2)就労や住居、教育、仲間作りを含めた包括的な支援を行う。
- (3)その他「誰でもやり直しが出来る社会」を目指した取り組みを行う。

第3条(職親プロジェクト参加企業の種類)

- (1)職親プロジェクトに参加する法人及び個人にあつては、「職親企業」または「職親サポーター」のいずれかに所属し参加するものとする。
- (2)「職親企業」とは対象者の雇用と支援を目的として参加する法人及び個人事業主とする
- (3)「職親サポーター」とは雇用はできないが、職親プロジェクトの事務や対象者へのサポート、会議への参加や個別案件への対応を目的として参加する法人及び個人事業主及び個人とする

第4条(職親企業)

職親企業とは、本プロジェクトを構成する以下の要件を全て満たす法人で、拠点事務局等に対し本プロジェクトへの参加を申込み、拠点事務局及び拠点事務局等に設置された幹事会によって承認した法人をいう。

- (1)第1条に定める本プロジェクトの目的に賛同していること。
- (2)本プロジェクトに参加していることを、社内・社外に公表すること。
- (3)拠点事務局等は拠点事務局等が指定する者による第8条にある対象者の就労状況視察を受け入れるこ

と。

(4)協力雇用主に登録していること。

(5)厚生労働省が所管するハローワークに事業主として登録すること。

(6)対象者を積極的に雇用すること

(7)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者との関わりがないこと。

第5条(職親サポート企業)

職親サポート企業とは、本プロジェクトを構成する以下の要件を全て満たす法人または個人で、拠点事務局等に対し本プロジェクトへの参加を申込み、拠点事務局及び拠点事務局等に設置された幹事会によって承認した法人及び個人をいう。

(1)第1条に定める本プロジェクトの目的に賛同していること。

(2)本プロジェクトに参加していることを、社内・社外に公表すること。

(3)職親プロジェクトの活動を推進するにあたって、拠点事務局等及び各支部と連携し積極的に活動を行うこと。

(4)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者との関わりがないこと。

(5)職親サポート企業のなすべきことについては、職親プロジェクト要綱に従うこと。

第6条(反社会的勢力の排除)

職親企業は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとする。

(1)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、流動型犯罪グループの他これらに準ずる者(以下これら反社会的勢力等という)。

(2)反社会勢力等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者。

(3)自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に反社会勢力等を利用していると認められる関係にある者。

(4)反社会勢力等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者。

2. 職親企業は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとする。

(1)暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為。

(2)脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方当事者の信用を毀損し、または相手方当事者の業務を妨害する行為。

(3)その他前各号に準ずる行為。

3. 職親企業が前2項に違反したときは、違反した当該職親企業に対する何らの通知催告を要することなく、当該職親企業をして本プロジェクトへの参加を取り止めさせることができるものとする。当該取り止めにより当該職

親企業に損害が生じた場合にも、拠点事務局等は何らの責任も負担しないものとする。

第7条(職親企業のなすべき事項)

職親企業は、本プロジェクトを遂行するにあたり、下記の各号に該当する事項を行わなければならない。

- (1)法務省が所管する協力雇用主制度における協力雇用主として登録する。
- (2)厚生労働省が所管するハローワークに事業主として登録する。
- (3)対象者を積極的に雇用する。
- (4)毎月、雇用数調査等の報告書及び本部事務局及び拠点事務局から協力要請のあった調査書等について速やかに書を本部事務局および**拠点事務局へ提出する。**
- (5)登録情報、担当者などに変更があった場合は、すみやかに拠点事務局等に報告する。
- (6)職親企業としての活動を行う上で関係する法令を遵守する。
- (7)第9条に定める連絡会議に参加する。

第8条(対象者)

本プロジェクトの対象者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1)少年院又は刑務所内での自立、更生の意欲が高い者。
 - (2)入院又は入所に係る事犯が初入(過去に少年院での矯正教育を受けたことがなく、過去に禁錮、懲役に処せられたことがない)、もしくは犯罪傾向の進んでいない者。
 - (3)下記に該当しない者。
 - ①法定刑に死刑又は無期の懲役・禁錮がある罪を犯した者
 - ②薬物事犯者
 - ③強制わいせつ、強制性交等罪、準強制わいせつ事犯者、準強制性交等罪
 - ④満14歳未満の者に対して罪を犯した者
 - ⑤東京都暴力団排除条例第2条4号の「暴力団関係者」及び暴力団関係者でなくなったときから5年を経過しない者
 - ⑥その他本プロジェクトに適当でないと判断された者
 - (4)上記の(1)(2)(3)①から④を満たさない対象者であっても、職親企業の独自の判断により職親プロジェクト対象者として雇用することができるものとする。
 - (5)上記の(1)から(4)に該当する者が雇用され、何らかの損害を生じさせた場合、拠点事務局等、日本財団は何らの責任を負わないものとする。
2. 前項に基づき本プロジェクトの対象者と認められた者を職親企業が採用する場合、職親企業は対象者の情報公開にあたり、対象者の罪状等に鑑み、犯罪被害者やマスメディアへの対応等に留意し、拠点事務局等と十分に情報を共有しながら、拠点事務局等に相談の上、慎重に判断するものとする。

第9条(連絡会議)

本プロジェクトの関係者を招き、対象者の状況の報告・確認、問題点の協議・解決その他本プロジェクトの推進のために必要なことを協議するため、連絡会議を開催する。

2. 連絡会議には、職親企業の担当者が原則として必ず参加するものとする。

3. 各種会議については、以下の内容を基準とする。なお、内容及び開催日数、参加者については、主催者の意向を優先するものとする。

会議名	主催者	参加者	開催数
全国支部長会議	職親本部事務局	職親プロジェクト各支部長または代理者	年2回
拠点事務局連絡会議	拠点事務局	拠点管轄内職親企業及び関係機関及び関係団体等	年3回
支部連絡会議	各都道府県職親支部	支部管轄内職親企業及び関係機関及び関係団体等	年2回
ブロック会議	8ブロック所在職親支部 (北海道、東北、関東、東北、関西、中国、四国、九州)	ブロック管轄内職親企業及び関係機関及び関係団体等	年1回
地域連携サポーター会議	地域連携サポーター	職親本部事務局地域連携サポーター 職親本部事務局 職親関東事務局 職親関西事務局	月1回

第10条(本プロジェクトへの参加申込み)

日本財団職親プロジェクトに参加を希望する法人または個人事業主及び個人は、次のいずれかの条件を満たす場合、参加の申込みができるものとする。

- (1)第3条、第4条、第5条に定める職親企業及び職親参加企業及び職親サポート企業のうち1年以上経過した職親企業及び職親サポート企業の代表者から本プロジェクト参加に関する、所定の書式による推薦を受けること。
- (2)拠点事務局等または支部が開催する連絡会議にオブザーバーとして2回以上参加の実績があること。
- (3)法人の所在地における就労支援事業者機構及び保護観察所等に対して、保護観察所に協力雇用主として登録され、かつ、刑務所出所者等の採用実績が優れていると認められること。

2. 職親プロジェクト参加承認については、近畿矯正管区所管の都道府県に所在する職親参加希望企業は、関西事務局 OMOIYARI プロジェクト、関東矯正管区所管の都道府県に所在する職親参加希望企業は関東事務局 YOMIGAERI プロジェクト、九州矯正管区所管の都道府県に所在する職親参加企業は、ヒューマンハーバーそんとく塾、近畿・関東・九州矯正管区以外の矯正管区が所管する都道府県に所在する職親参加

希望企業は、本部事務局ヒューマンハーバーそんとく塾にて承認の有無を決定するものとする。

第11条(本プロジェクトへの参加承認取消し)

職親企業及び職親サポーターが次のいずれかに該当し、相当な期間を定めて是正を催告したにもかかわらず是正されなかった場合、拠点事務局等は拠点事務局等設置の幹事会に報告し協議の上、トップ会議にて承認後、当該職親企業の本プロジェクトへの参加承認を取り消すことができる。なお、法令違反および本部事務局または拠点事務局及び支部長が重大な過失があったと認めた職親企業については、トップ会議の承認を得ずに、事実の確認後拠点事務局の判断にて参加承認を取り消すことができる。ただし、事実の確認においては、客観的事実、当該企業へのヒアリング等を総合的に判断し、必要に応じて専門家への相談の上、参加承認を取り消すものとする

- (1)第4条及び第5条の事項を実施しない場合
- (2)特段の理由なく連絡会議に3回連続で欠席した場合
- (3)対象者を採用した期間の終了日の翌日を起算日としてやむを得ない事情を除いて1年以内に一度も求人活動を実施しない場合
- (4)反社会勢力等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者との関わりがあった場合
- (5)職親企業が法令及び公序良俗に反する行為等を行い、拠点事務局等が職親企業として不適当と判断した場合
- (6)ハラスメント行為が、確認された場合
- (7)SNS等において誹謗中傷を行った場合

第12条(情報の取り扱いについて)

職親企業及び職親サポート企業は、自らが収集した情報、登録情報などについて、本プロジェクトの方針に従って利用、管理されることを承諾する。

第13条(権利義務の譲渡)

職親企業及び職親サポート企業は、本約款に基づいて発生した権利および義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第14条(守秘義務)

職親企業及び職親サポート企業は、拠点事務局等の事前の承認なくして、本プロジェクトへの参加にあたって知り得た拠点事務局等及び他の職親企業の業務上、技術上、その他一切の秘密情報(個人情報を含む。)を公表もしくは第三者へ開示し、または本約款で定められた事項以外の目的で使用してはならない。

2. 前項の定めに係わらず、次の各号の位置に該当する情報については、前項の適用外とする。

- (1)職親企業及び職親サポート企業が知り得た時点で、既に公知になっていた情報
- (2)職親企業及び職親サポート企業が知り得た後、職親企業及び職親サポート企業の責によらない事由により公知になった情報

3. 本条の規定は、職親企業及び職親サポート企業が職親プロジェクトに不参加となった後も適用されるものとする。

第15条(損害賠償)

拠点事務局等及び職親企業及び職親サポート企業は、本プロジェクトに関連して、自己の責に帰すべき事由により、他の本プロジェクト構成員(拠点事務局等、日本財団、支部、職親企業及び職親サポート企業)及び第三者に対して損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。

第16条(約款の変更等)

1. トップ会議の承認を得て、本約款を変更することができる。
2. 拠点事務局等は、本約款を変更しようとする場合、郵送、電子メールまたは本プロジェクトに関するウェブサイト等を通じて、職親企業及び職親サポート企業に告知する。
3. 前項に基づき、本変更を告知した日から本プロジェクトが定める期間(定めがない場合は告知の日から4週間)以内に職親企業及び職親サポート企業が参加を取りやめない場合、当該職親企業及び職親サポート企業は本約款の変更に同意したものとみなし、当該職親企業及び職親サポート企業と拠点事務局等及び日本財団との間で変更後の約款の効力が発生するものとする。

第17条(協議・管轄裁判所)

1. 本プロジェクトに関連して拠点事務局等と職親企業及び職親サポート企業との間で疑義、問題が生じた場合、都度誠意をもって協議し、解決を図るものとする。
2. 前項の協議によっても疑義、問題が解決しない場合、拠点事務局等の所在地を所管する地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

2022年10月1日 制定施行

2023年4月1日 改正施行

2024年4月1日 改正施行

2026年5月1日 改正施行

以上